

○富山県技術専門学院見直し検討部会設置要綱

(目的)

第1条 富山県職業能力開発審議会条例(昭和34年富山県条例第23号)第8条の規定に基づき、富山県技術専門学院(以下「学院」という。)において、経済・雇用環境の変化や県内産業のニーズ等に対応した職業訓練を実施するため、富山県職業能力開発審議会に、富山県技術専門学院見直し検討部会(以下「部会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 部会は、次の事項について協議する。

- (1) 学院の在り方及び職業訓練に関すること。
- (2) 学院の新たな課題に関すること。
- (3) その他学院に関する施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 部会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、関係労働者を代表する者、関係事業主を代表する者及び学識経験を有する者等のうちから、知事が任命する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(オブザーバー)

第5条 部会には、委員のほか、オブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは、関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。
- 3 オブザーバーは、議決に加わることができない。

(会長等)

第6条 部会に会長及び副会長を置き、会長は委員が互選し、副会長は会長が指名する。

- 2 会長は、会議を進行する。
- 3 会長が出席できないときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第7条 部会は、知事が招集する。

- 2 部会は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、知事が部会の全部又は一部を公開しない旨を決定したときは、この限りではない。

- (1) 富山県情報公開条例(平成13年富山県条例第38号)第7条に規定する非開示情報が含まれる事項に関して協議する場合
- (2) 公開することにより、部会の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

- 3 知事が必要と認めた場合は、部会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 部会の庶務は、商工労働部労働政策課において処理する。

(細則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、会長が部会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年7月1日から施行する。